

名古屋港管理組合船員宿泊料補助金交付要綱

(令和 7 年 3 月 1 0 日 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に照らし船員等の福利厚生を増進するために本組合が設置及び管理してきた名古屋船員会館の閉館後、船員等が宿泊施設に支払う宿泊料に関して予算の範囲内において交付する名古屋港管理組合船員宿泊料補助金（以下「補助金」という。）について、名古屋港管理組合補助金等交付規則（平成 19 年名古屋港管理組合規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 船員等 船員及び船員保険の被保険者（被扶養者を含む。以下同じ。）
- (2) 船員手帳等 船員手帳又は船員保険証（被保険者であることを確認することができる書面等で別に指定するものをいう。以下同じ。）
- (3) 補助対象者 船員等のうち、次の手続きを行うことができる者
 - ア 指定宿泊施設への船員手帳等の提示及び写しの提出
 - イ この要綱に定める様式の提出及び受領
- (4) 指定宿泊施設 別に定めた募集要領にのっとり管理者が定める宿泊施設
- (5) 事業者 指定宿泊施設の運営事業者

(補助金額)

第 3 条 補助金額は、指定宿泊施設の宿泊に係る船員等の人数 1 人当たり 1 泊につき 7 0 0 円とする。

- 2 指定宿泊施設に現に支払う宿泊料が前項の規定により計算した補助金額に満たないときは、当該支払に係る宿泊料の金額を補助金額の上限とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める時期までに、名古屋港管理組合船員宿泊料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に補助金の対象としようとする船員等全員の船員手帳等の写しを添えて、管理者に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 管理者は、前条の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請書を受理することをもって補助金の交付の決定を行うものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する交付の決定に当たって特に必要と認めるときは、当該交付の決定に必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第 6 条 補助対象者は、別に定める時期までに、名古屋港管理組合船員宿泊料補助金交付申

請書兼実績報告書（様式第1号）により、指定宿泊施設の宿泊実績について管理者に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 管理者は、前条の報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象者からの補助金交付請求書（様式第2号）による請求により補助金を交付するものとする。

2 前項に定める補助金の交付は、補助金交付請求書を受理した日から30日以内に行わなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第8条 管理者は、船員等又は補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (4) 指定宿泊施設の宿泊が中止又は廃止されたとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

（検査等）

第9条 管理者は、補助対象者及び事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 補助対象者は、当該補助事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（事業者への委任等）

第10条 補助対象者は、第4条から前条までの手続について、事業者に委任することができる。

2 補助対象者及び事業者は、補助金の公正かつ効率的な使用及び事業の誠実な執行に努めなければならない。

（補助対象期間）

第11条 当該補助事業の実施期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

様式第1号（第4条、第6条関係）

名古屋港管理組合船員宿泊料補助金交付申請書 兼 実績報告書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

〒

住所

氏名

TEL

名古屋港管理組合船員宿泊料補助金の交付を受けたいので次のとおり申請し、事務事業の実績報告をします。

宿泊日	泊数 (A)	人数 (B)	補助金申請額 (A×B×700 円)
(例) 令和6年 4 月 1 日から	3 泊	3 人	¥6300 円
令和____年____月____日から	____ 泊	____ 人	¥_____円

添付書類 船員手帳・船員保険証 の写し

(以下の該当する項目にチェック)

- 法令及び名古屋港管理組合が定める要綱を遵守します。
- 本申請書兼報告書の提出並びに補助金の請求及び受理に関する一切の事項を指定宿泊施設の事業者委任します。
- 補助金対象者は①②となることを了解しました。
- 〔 ① 船員（船員手帳又は船員保険証の提示及び写しの提出ができる方）
② ①の家族（船員保険証の提示及び写しの提出ができる方） 〕
- 記載個人情報について指定宿泊施設及び名古屋港管理組合が取り扱うことに同意します。

(本書提出にあたっての注意事項)

- ・本書面での名古屋港管理組合（指定宿泊施設の事業者経由の提出を含む。）での受理をもって、本補助金の交付決定通知がされたものと取り扱います。
- ・補助金の交付の決定の内容又は法令若しくはこれに基づく管理者の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

補助金交付請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

〒 ー
住 所

(指定宿泊施設名)又は(船員等個人名)
施設名又は氏名

代 表 者 名

名古屋港管理組合船員宿泊料補助金について、名古屋港管理組合補助金等交付規則
第14条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|------------------|---|
| 1 | 請 求 金 額 | 金 | 円 |
| 2 | 事 務 事 業 の 名 称 | 名古屋港管理組合船員宿泊料補助金 | |
| 3 | 交 付 決 定 (確 定) 額 | 金 | 円 |
| 4 | 上 記 の う ち 受 領 済 額 | 金 | 円 |
| 5 | 振 込 口 座 | | |

送 り 先	銀 行		店
科 目	普通 当座	口座 No.	
口座名義人	(フリガナ)		
	(漢 字)		